

令和 7 年度第 20 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 8 年 1 月 20 日

担当部・課：市民生活部廃棄物対策課 [内線 3372]

① 件名

石巻市牡鹿クリーンセンターの名称変更について

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

牡鹿クリーンセンターは、平成 7 年 9 月に旧牡鹿町において宮城県電源立地地域対策交付金を活用して建設され、牡鹿地区における一般廃棄物の焼却と中間処理を行う施設として稼働してきたところであるが、稼働開始から 22 年経過した平成 30 年 3 月に、主要施設である焼却施設が老朽化を理由に稼働を停止した後は、牡鹿クリーンセンターの一角で中間処理となる選別作業等が行われるのみとなっていた。

本市の解体が必要な廃棄物処理施設については、廃棄物処理施設年次解体計画を定め、計画的に解体を行うものとしており、牡鹿クリーンセンターの焼却施設は、令和 8 年度から 9 年度にかけて解体を行う予定となっている。

焼却施設解体後は、牡鹿クリーンセンターの機能が中間処理を行う施設のみとなることから、本市が所有する他の中間処理を行う施設と名称を合わせる必要が生じている。

【目的】

石巻市牡鹿クリーンセンター焼却施設の解体に伴い、施設の名称を変更するもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

石巻市廃棄物処理施設条例（平成 17 年条例第 181 号）

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：〔有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

第 2 章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち

第 3 節 安全安心な住環境と都市機能の整備の推進

1 住みよいまちづくりを推進する

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成 7 年 9 月	牡鹿クリーンセンター竣工
10 月	牡鹿クリーンセンター稼働
平成 14 年 12 月	石巻地区広域クリーンセンター稼働
平成 30 年 3 月	焼却施設稼働停止
令和 6 年 10 月	総合計画実施計画裁定（旧ごみ処理施設解体等事業）
令和 7 年 1 月	令和 7 年度当初予算裁定
6 月～12 月	焼却施設解体工事設計業務
10 月	総合計画実施計画裁定（旧ごみ処理施設解体等事業）
令和 8 年 1 月	令和 8 年度当初予算裁定

⑤ 主な内容

牡鹿クリーンセンターの名称を「牡鹿一般廃棄物処理場」に変更するもの。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

施設の機能に対応した名称とすることで、施設の適切な管理・運営が図られる。

また、当該施設は、一般廃棄物の中間処理を委託する事業者が利用するだけであり、市民の利用はないことから、市民への影響はない。

【市財政への負担】

なし

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年2月 市議会第1回定例会に石巻市廃棄物処理施設条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和8年4月1日)

⑨ その他